

よくある質問と回答

1	対象施設の現契約業者はだれか。	北海道電力株式会社です。
2	予備電力の契約はあるか。	ありません。
3	自家発補給電力の契約はあるか。	ありません。
4	蓄熱割引等の付帯契約はあるか。	ありません。
5	契約期間あるいはその前後において契約に影響する工事の予定及び供給停止となる施設はあるか。	北見農業試験場において、現庁舎の隣接地に新庁舎を新築工事中であり、令和8年3月中旬に移転・本格稼働開始を予定しています。新庁舎には30kWの太陽光発電パネルが設置されます。現庁舎は令和8年度内に解体予定です。なお、現庁舎と新庁舎で受電設備を共用しており、供給地点特定番号は同一となります。
6	これまで一般送配電事業者から供給を受けていて、初めて入札対象となった施設はあるか。	ありません。
7	対象施設の一部のみを契約することはできるか。	できません。全施設一括での契約となります。なお、単価は各施設毎に異なることができます。
8	入札金額には燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含める必要があるか。	必要ありません。
9	検針日時を「毎月末日24時」から「毎月1日0時」に変更することは可能か。	変更はできません。なお、契約書第6条第1項は、電力量の記録時点を定めたものであり、検針(読み取り)は0時以降であっても差し支えありません。
10	検針票をWEBで発行することは可能か。	可能です。
11	落札後に、電力量の計算区分を変更することは可能か。	電力区分については、道総研の契約書によります。
12	地域の一般送配電事業者が料金を改定した場合、これに準ずる形で契約単価を変更できるか。	契約単価の変更については、契約書(案)第3条に定めるとおりです。
13	契約書の内容を一部変更したい場合、協議を行うことは可能か。契約書の変更が不可能な場合、別途、協定書を締結することは可能か。	契約の根幹に係る事項以外は、協議により変更することが可能です。落札後に協議してください。契約書以外に協定書等を締結することはありません。
14	契約書の内容を一部変更する協議を行う場合、当社の約款に基づく内容への変更を認めてもらえるか。	契約変更の必要が認められる場合は、契約相手方の約款は参考としますが、小売電気事業における標準的取扱方法についても考慮する必要がありますので、常に当該約款に基づく内容に変更するとは限りません。
15	支払方法が口座振込となる場合の振込手数料は、道総研の負担となることでよいか。	口座振込手数料は道総研が負担します。